

# 委託業務仕様書

## 1 業務名

東京オリ・パラ大会を契機とした県産食材販路拡大促進事業委託業務

## 2 業務の目的

2021年（令和3年）開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、大会という。）は、飛騨牛をはじめとする県産食材の知名度を向上させる絶好の機会であり、平成29年から首都圏でのPR活動を強化している。

本業務は、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県及び群馬県の区域をいう。）のレストランやホテルなどの料理店において、大会期間中に飛騨牛及び岐阜県産鮎を利用したメニューを提供するフェアを開催するとともに、フェアの周知・誘客に効果的な取り組みを行うことで、県産食材及び取扱料理店の消費者への認知度向上を図る。

## 3 委託期間

契約締結日から令和3年10月15日（金）

## 4 業務内容

### （1）飛騨牛フェア及び鮎フェアの開催

- ・フェアの内容  
首都圏のレストラン・ホテルで飛騨牛及び岐阜県産鮎を使用したメニューを提供すること。
- ・開催期間  
令和3年7月23日（金）～令和3年9月5日（日）
- ・参加店舗  
飛騨牛フェア：首都圏の料理店 30店舗以上  
鮎フェア：首都圏の料理店 15店舗以上  
※なお、1つの店舗が飛騨牛及び鮎の両方のフェアに参加する場合は、各フェアにカウントして構わない。
- ・開催期間及び店舗については、県と協議のうえ決定すること。
- ・参加店舗に、飛騨牛、鮎以外の県産食材の活用を促すため、フェア期間中に利用可能な県産食材とその入手方法を提示するほか、岐阜県のPRにつながる取り組みを提案すること。
- ・フェア終了後、参加店舗に対して実施状況をアンケート調査、聞き取りなどにより確認し、県に報告すること。

### （2）飛騨牛フェア及び鮎フェアのPR

次に掲げる取り組みを組み合わせ、フェアの効果的な情報発信を行うこと。  
また、フェア終了後にそれぞれの情報発信について結果分析すること。

## ①メディアを通じたフェア情報の提供

- ・内容  
メディアを通じた情報発信によりフェアをPRするため、メディアが関心を持つようにフェア参加店舗のメニュー等を取材または発表する機会を設けるとともに、参加メディアに対して記事掲載を促すこと。
- ・実施日  
フェア及び③のSNSを活用したフェア情報の拡散キャンペーンを周知するために最適な時期
- ・実施方法  
リアル、オンラインを問わず、多くのメディアが参加し、記事掲載の可能性が高い方法を用いること。
- ・対象  
国内外のメディア関係者  
※外国メディアは、訪日外国人が多くかつ飛騨牛を輸出している国・地域（香港、EU、台湾、オーストラリア、米国、シンガポール、タイ、カナダ、マカオ、マレーシア）を優先すること。
- ・必要に応じて英語通訳をおくこと。
- ・参加メディアに対してフェアを紹介する記事の掲載を依頼し、掲載記事の掲載(発行)日、掲載内容を報告すること。
- ・開催日、開催方法、参加メディア(国・地域)等については、県と協議のうえ決定すること。

## ②特設WEBサイトの開設

- ・特設WEBサイトの内容  
飛騨牛及び鮎フェアの概要、参加店舗、提供メニュー及び③のキャンペーンを紹介する日本語サイト、及び同デザインの英語サイト。  
※日本語サイトの英語への翻訳は県が行い、受託者にテキストを提供するので、レイアウトを調整すること。
- ・開設期間  
令和3年7月上旬～令和3年9月30日(木)  
※遅くとも①の実施日には開設されていること
- ・サイトの開設にかかる一切の費用（WEBデザイン料、サーバー料、ドメイン取得・使用料等）は受託者の負担とすること。
- ・Googleアナリティクスなどを利用したWEB解析を随時行い、広報効果の検証と広報手段の見直しを行うこと。
- ・開設時期、掲載内容等については、県と協議のうえ決定すること。

## ③SNSを活用したフェア情報の拡散キャンペーンの展開

- ・キャンペーンの内容  
Instagramを利用し、フェア前（第一期）、フェア中（第二期）に、参加店舗の飛騨牛（鮎）メニュー写真に投票（いいね）してもらい、投票した人の中から抽選で5名にフェア参加店舗で利用できるペア食事券をプレゼントすること。

- ・期間
  - 第一期：令和3年7月 5日(月)～7月16日(金)
  - 第二期：令和3年7月17日(土)～8月 8日(日)
- ・抽選結果発表・当選通知
  - 第一期：令和3年7月22日(木)
  - 第二期：令和3年8月16日(月)
- ・キャンペーンの展開に必要なアカウント、投稿(料理の写真含む)は受託者が手配すること。
- ・キャンペーンの景品(ペア食事券5組分×2期分)は受託者が負担すること。
- ・投票数の集計、当選者の抽選、当選者への連絡・景品の発送を行うこと。
- ・キャンペーンの詳細等については、県と協議のうえ決定すること。

#### ④ SNS 広告の実施

- ・フェア及び③のキャンペーンを周知するため、フェイスブック及びインスタグラムに、日本語及び英語のリスティング広告を掲出すること。
- ・期間
  - 第一期：令和3年7月 5日(月)～7月16日(金)
  - 第二期：令和3年7月17日(土)～8月 8日(日)
- ・広告には、②の特設サイトへ誘導するためのリンクを貼ること。
- ・広告は、誘導効果の高いターゲットの絞り込み(地域、年齢、インタレストなど)を行い、各期間10,000クリック以上を目標に運用すること。
- ・広告期間、絞り込み内容、広告費用等については、県と協議のうえ決定すること。

#### ⑤ フェア参加店舗の紹介リーフレット等の作成

- (ア) フェア参加店舗紹介リーフレット(日本語版)
  - ・印刷：A3サイズ、両面フルカラー、2つ折り
  - ・用紙：マットコート、90kg
  - ・校正：文字校正3回、色校正2回
  - ・部数：1,500枚(うち店舗用900部(20部×45店舗))
- (イ) フェア参加店舗紹介リーフレット(英語版)
  - ・印刷：A3サイズ、両面フルカラー、2つ折り
  - ・用紙：マットコート、90kg
  - ・校正：文字校正3回、色校正2回
  - ・部数：1,000枚(うち店舗用450部(10部×45店舗))
- (ウ) 店舗用の飛驒牛(鮎)紹介カード
  - ・印刷：A6サイズ、両面フルカラー
  - ・用紙：マットコート、110kg
  - ・校正：文字校正2回、色校正2回
  - ・部数：飛驒牛1,500枚(50枚×30店舗)
  - 鮎 750枚(50枚×15店舗)

- ・カード表面には、飛騨牛（鮎）の生産地や飼養（漁獲）の様子がわかる動画が見られるQRコードを付すること。また、⑦の来店者Webアンケートに誘導するためのQRコードを付すること。
- ・カード裏面には表面と同様の英語表記を行うこと。

(エ) その他

- ・納期：7月上旬  
※遅くとも①の実施日には納品されていること
- ・納品は、参加店舗及びその他県が指定する場所に配送すること。
- ・デザイン、掲載内容、納期等については、県と協議のうえ決定すること。  
なお、デザインについては、県広報課が行うデザイン指導等に同席を求めることがある。

⑥その他媒体による広告の実施

- ・フェアの周知に効果的な広報手段（例：WEB広告（バナー、検索結果連動）、県ゆかりの著名人やインフルエンサーなどの活用、有名コンテンツとのコラボ企画、グルメサイトとのタイアップ、雑誌等とのタイアップ（一般モニター招待）、車内・駅広告、シネアドなど）を2つ以上利用し、上記①～⑤と組み合わせ実施すること。
- ・広告手段、実施時期等については、県と協議のうえ決定すること。

⑦来店者WEBアンケートの実施

- ・WEBアンケートの内容  
⑤の(ウ)の店舗用飛騨牛（鮎）紹介カードのQRコードを利用して、来店動機等に関するWEBアンケートに回答してもらった方の中から抽選で20名に県産品等をプレゼントすること。
- ・期間  
令和3年7月23日(金)～9月5日(日)
- ・抽選結果発表・当選通知  
令和3年9月中旬
- ・googleフォームなどWEBアンケートの実施に必要なサイトは受託者が手配すること。
- ・景品(平均5,000円程度)は受託者が負担すること。
- ・WEBアンケートの集計、当選者の抽選、当選者への連絡・景品の発送を行うこと。
- ・WEBアンケートの詳細等については、県と協議のうえ決定すること。

## 5 事業の進め方

- (1) 受託者は、事業の実施にあたって県と密接な連携を保ちつつ、毎月1回程度の打合せを行い、作業を進めるものとし、事業の進め方等について調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生状況、または東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催状況によっては、飛騨牛・鮎メニューフェアの開催等を変更または中止することがある。その際の事業内容及び事業費の変更については、県と協議するものとする。

## 6 業務実施体制

### (1) 業務実施責任者

- ・本業務を指揮する業務実施責任者を1名配置すること。
- ・業務実施責任者は、必要に応じて外部人材を活用することができる。
- ・業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ・受託者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

### (2) 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、県に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受けること。

## 7 委託業務の実施状況報告

委託者である県は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、何時でも受託者に対し報告を求めることができる。

## 8 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後、事業実績報告書を2部と併せて電子データ(DVD 1枚程度)を提出すること。また、本事業で制作した成果物のデータはPDF形式及び編集可能な形式(Adobe Illustrator等)にて納品すること。

## 9 支払条件等

県は、委託業務終了後、本事業に係る経費を支払うものとする。

## 10 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務終了後7年間は保管すること

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備

## 11 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守しなければならない。

### (2) 管理義務

受託者は、本委託業務の実施上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼ

した損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が県の責めに帰する理由による場合においてはこの限りではない。

### **(3) 業務の一括再委託の禁止**

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### **(4) 個人情報保護**

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別紙1「個人情報取扱特記事項」により、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

### **(5) 守秘義務**

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## **1.2 著作権等について**

著作権については、別紙2「著作権等取扱特記事項」によること。

## **1.3 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務**

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## **1.4 業務の継続が困難となった場合の措置について**

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### **(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合**

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取り消しができる。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

### **(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合**

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円

滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

## **15 その他**

本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

<別紙1>

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

### (教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

### (目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。



#### (漏えい、滅失及び毀損の防止)

- 第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
  - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

#### (返還、廃棄又は消去)

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

#### **（秘密の保持）**

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### **（複写又は複製の禁止）**

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

#### **（再委託の禁止）**

第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
  - (1) 再委託を行う業務の内容
  - (2) 再委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再委託の期間
  - (4) 再委託が必要な理由
  - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
  - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
  - (1) 再々委託を行う業務の内容
  - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再々委託の期間
  - (4) 再々委託が必要な理由
  - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
  - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
  - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

#### (立入調査)

- 第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

#### (事故発生時における対応)

- 第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

#### **(契約の解除)**

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

#### **(損害賠償)**

第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

<別紙 2 >

## 著作権等取扱特記事項

### (著作者人格権等の帰属)

- 第 1 県へ提出する印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

### (著作権の譲渡)

- 第 2 県へ提出する印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 県へ提出する印刷製本物の作成のために受託者が提供した県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
  - 一 原稿
  - 二 原画
  - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に県へ提出する印刷製本物及び当該県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
  - 一 受託者の従業員
  - 二 本件契約によって実施される事業の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

### (著作者人格権)

- 第 3 県は、県へ提出する印刷製本物及び当該県へ提出する印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「県へ提出する印刷製本物等」という。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該県へ提出する印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに

限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。

- 2 受託者は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合において、県が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、県は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当しない場合には、当該県へ提出する印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 県は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該県へ提出する印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 県は、県へ提出する印刷製本物等が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

#### （保証）

- 第4 受託者は、県に対し、県へ提出する印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

#### （印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供）

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。